



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

⑮ 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事に助成します

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、耐震助成をしています。地震に備えてご利用ください。

木造住宅耐震診断助成事業

個人住宅で、延べ床面積の2分の1以上が住居に使用されている住宅の所有者が対象で「岐阜県木造住宅耐震相談士」などにより実施される耐震診断。

耐震補強工事助成事業

上記の耐震診断を受けた木造住宅（昭和56年5月31日以前に建設されたものに限る）の所有者で、耐震補強が必要と診断された住宅。（岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルの場合は建物評点が2以下）

助成事業の内容

【耐震診断の場合】

耐震診断にかかる経費（限度額3万円）の3分の2を助成します。

例）耐震診断にかかる経費が30,000円の場合

$$30,000 \text{円} \times 2/3 = 20,000 \text{円}$$

助成金は20,000円 本人負担金は10,000円となります。

【耐震補強工事の場合】

相談士が設計、監理する耐震補強工事にかかる経費（限度額120万円）の10分の5を助成します。平成19年度については特別加算措置として10分の2が加算されます。この加算については平成20年度以降については未定です。

例）耐震補強工事にかかる工事費が、1,200,000円の場合

$$1,200,000 \text{円} \times (5/10 + 2/10) = 840,000 \text{円}$$

助成金は840,000円 本人負担金は360,000円となります。

【問合先】建設水道部建設課 都市計画担当

